

第2章 基本方針

- ① 基本的人権の尊重
- ② 市民の権利利益の迅速な救済
- ③ 市民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 市民（住民、企業・団体）の協力
- ⑥ 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦ 指定公共機関等の自主性の尊重
- ⑧ 国民保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保